

諮問番号：平成 29 年度諮問第 10 号

答申番号：平成 29 年度答申第 8 号

答 申 書

第 1 審査会の結論

〇〇市長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して行った特別障害者手当認定請求却下処分（以下「本件処分」という。）に係る平成 29 年 6 月 5 日付け審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

第 2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人

現在、自身は全面介護が必要な状態である。毎日、濡れた衣服やシーツ等の洗濯物も多く、食事をしたことを忘れてたり、オムツの購入等の重みで介護者がへトへトになったりする時もある。少しの支援で負荷が軽くなり、前向きに頑張れるので、採点制度の内容の見直し等希望する。

本件処分の取消しを求める。

2 審査庁

審理員意見書のとおり本件処分に違法又は不当な点は認められず、本件審査請求に理由はないため、棄却されるべきである。

第 3 審理員意見書の要旨

1 結論

本件審査請求には理由がないため、棄却されるべきである。

2 理由

（1）本件処分に係る法令等の規定について

本件処分に係る特別障害者手当の認定事務については、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和 39 年法律第 134 号。以下「法」という。）、

特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号。以下「令」という。）及び「障害児福祉手当及び特別障害者手当の障害程度認定基準について」（昭和60年12月28日社更第162号厚生省社会局長通知。以下「認定基準」という。）に基づいて行われている。

(2) 審査請求人の障害の状態が令第1条第2項各号に該当するかについて

ア 令第1条第2項第1号に該当する障害について、審査請求人が本件処分に係る特別障害者手当認定請求（以下「本件認定請求」という。）に当たり提出した特別障害者手当認定診断書（以下「診断書」という。）からは、「精神の障害」のみしか認められず、重複する障害がないため、該当しない。

イ 令第1条第2項第2号に該当する障害について、診断書からは、認定基準第三の2（1）の次表に規定する障害の重複が認められないため、該当しない。

ウ 令第1条第2項第3号に該当する障害について、診断書からは、「精神の障害」は認められるが、診断書の「日常生活能力の程度」欄の記載事項に基づき、「日常生活能力判定表」により判定を行った結果、動作及び行動に該当する点を加算すると13点となるため、14点に満たず該当しない。

第4 調査審議の経過

平成30年2月20日 審査庁から諮問

同年3月 2日 第1回審議

同年3月16日 第2回審議

第5 審査会の判断

1 本件審査請求に係る審理手続

本件審査請求に係る審理手続は、適正に行われたものと認められる。

2 本件処分の適法性及び妥当性

審査請求人は、本件審査請求において本件処分に係る採点制度の内容を

はじめとする認定基準の見直し等を主張し、本件処分の取消しを求めているものと考えられる。

しかし本審査会は、認定基準の適否には触れず、当該認定基準が一応は合理的であることを前提とする。そこで、本件処分が法令等の規定に沿って適正に行われ、違法又は不当な点はなかったかについて、以下のとおり判断する。

(1) 法令等の規定について

法第26条の2に規定する特別障害者手当の支給対象となる特別障害者とは、法第2条第3項において、「20歳以上であつて、政令で定める程度の著しく重度の障害の状態にあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする者」と定められており、この「政令で定める程度の著しく重度の障害」については、令第1条第2項各号に掲げられ、その具体的な基準は認定基準で示されている。

また、認定基準第一の3では、例外的な場合を除き「障害程度の認定は、原則として」、「特別障害者手当認定診断書によって行うこと」とされている。

(2) 審査請求人の障害の状態が令第1条第2項各号に該当するかについて

本件処分について、審査請求人の障害の状態が令第1条第2項各号に該当するか診断書等を基に検討した結果は、次のとおりである。

ア 令第1条第2項第1号について

令第1条第2項第1号について、認定基準第三の1では、令別表第2各号に掲げる障害を重複して有することを要件としている。この点、本件認定請求に係る審査請求人の身体機能の障害等は「精神の障害」のみであり、重複する障害がないから、認定基準に掲げる要件を満たしておらず、令第1条第2項第1号には該当しない。

イ 令第1条第2項第2号について

令第1条第2項第2号について、認定基準第三の2では、①「令別表第2第1号から第7号までのいずれか1つの障害を有し、かつ、次表に規定する身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害を重複して有

するもの」又は②「令別表第2第3号から第5号までのいずれか1つの障害を有し」、「日常生活動作評価表の日常生活動作能力の各動作の該当する点を加算したものが10点以上のもの」を要件としている。この点、本件認定請求に係る審査請求人の身体機能の障害等は「精神の障害」のみであり、重複する障害がないから前記①の要件を満たしていない。また、令別表第2第3号から第5号までのいずれの障害も有していないことから前記②の要件も満たしていない。よって令第1条第2項第2号には該当しない。

ウ 令第1条第2項第3号について

令第1条第2項第3号について、認定基準第三の3では、①「第二障害児福祉手当の個別基準の4又は5に該当する障害を有するものであって第三の1の7のウの『安静度表』の1度に該当する状態を有するもの」又は②「第二障害児福祉手当の個別基準の6に該当する障害を有するものであって第三の1の8のエの『日常生活能力判定表』の各動作及び行動に該当する点を加算したものが14点となるもの」を要件としている。この点、本件認定請求に係る審査請求人の身体機能の障害等は「精神の障害」であり、前記①の要件を満たしていない。また、審査請求人は、前記②にいう障害を有するとは認められるものの、診断書の「日常生活能力の程度」欄の記載事項に基づき「日常生活能力判定表」の各動作及び行動に該当する点を加算すると、認定基準が定める14点を満たしていない。よって令第1条第2項第3号には該当しない。

エ これらのことから、審査請求人の障害の状態は令第1条第2項各号のいずれにも該当しないものと認められる。

3 結論

以上により、本件処分に違法又は不当な点は認められないから、本件審査請求は棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

熊本県行政不服審査会 第2部会
委員 大脇 成昭

委員 田端 史郎
委員 仲次 利光